

# 広報委員会規程

2015年9月7日 制定

2022年11月30日 改定

(総則)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の定款第3条に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）について定めるものである。

(目的)

## 第2条

委員会は、HP、ニュースレターなどを通して、本会が主催する事業に関する情報を会員ならびに社会に広く発信するため、広報関連業務に関する業務を行うことを目的とする。

(構成および任期)

## 第3条

委員会の構成および任期は以下のとおりとする。

- (1) 委員長には広報担当理事が着任する。複数の担当理事がいる場合は、正担当が着任する。
- (2) 副委員長1名をおくことができる。複数の広報担当理事がいる場合は、副担当の広報担当理事が着任する。
- (3) 若干名の幹事をおくことができる。
- (4) 研究会のHP担当者は本委員会委員に着任する。
- (5) 研究会のHP担当者および関連業務担当理事は本委員会委員もしくはオブザーバとして協力する。
- (6) 上記とは別に、理事会が指名する者を委員に加えることができる。
- (7) 委員は理事会の承認を経て着任するものとする。
- (8) 委員長、副委員長の任期は、理事の任期にしたがう。
- (9) 幹事、委員、オブザーバの任期は、委員長の任期の期間中、それぞれが担う業務の期間にしたがい定めるものとし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

## 第4条

本会が主催する事業に関する情報を会員ならびに世の中に広く発信するため、以下の任務にあたる。各項目の遂行については別途定める広報委員会内規にしたがう。また、必要に

応じて適宜理事会にて報告または審議を行う。

- (1) ニュースレターの発行
- (2) 学会 HP（和文・英文）に関する以下の業務
  - ・ウェブ管理会社との打合せおよび業務契約
  - ・セキュリティの維持
  - ・アクセス ID の発行
  - ・本会事業に関する情報更新
- (3) その他

（改廃）

#### 第 5 条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2015 年 9 月 7 日 制定

2022 年 11 月 30 日 改定

以上